

## 公害苦情処理

公害苦情は、地域住民に密着した問題であり、これを迅速かつ適正に解決することは、より良い生活環境を作る上で、極めて重要なことです。そこで、公害紛争処理制度の一環として、都道府県及び市区町村に公害苦情の相談窓口が設けられています。

公害苦情相談窓口の公害苦情処理担当職員が、住民の苦情を聞き、苦情の処理に必要な調査を行うとともに、関係機関と連絡を取り合って、当事者に改善処置の指導や助言を行うなど、苦情の受付から解決に至るまで一貫して処理を行っています。

こうした公害苦情の相談に当たっている職員は、全国で 10,928 人います（令和 5 年 3 月 31 日現在）。これらの職員は、公害紛争の未然防止に重要な役割を果たしています。

## 公害苦情の現状

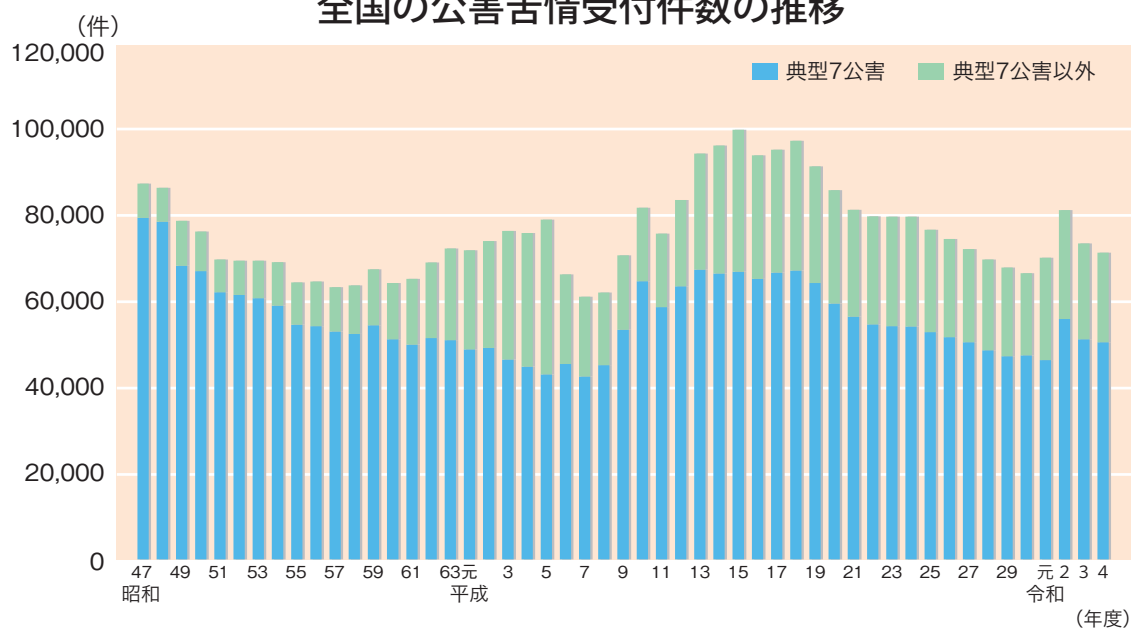
公害等調整委員会では、全国の地方公共団体の公害苦情相談窓口に寄せられた公害苦情の件数や処理状況等を把握するため、毎年度「公害苦情調査」を実施しています。

令和 4 年度に全国の相談窓口が新規に受け付けた公害苦情の受付件数は、71,590 件となっています。

このうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭の「典型 7 公害」は 50,723 件で、廃棄物投棄及びその他の「典型 7 公害以外」は 20,867 件となっています。

また、公害の種類別にみると、「典型 7 公害」では、騒音が最も多く、次いで、大気汚染、悪臭、水質汚濁、振動、土壌汚染、地盤沈下となっています。「典型 7 公害以外」では、廃棄物投棄が約 4 割を占めています。

全国の公害苦情受付件数の推移



(注 1) 平成 6 年度から調査方法を変更したため、件数は不連続となっています。

(注 2) 平成 22 年度の調査結果には、東日本大震災の影響により報告の得られなかった地域（青森県、岩手県、宮城県及び福島県内の一部市町村）の苦情件数が含まれていません。